**宮城県施設園芸省エネ化推進事業　募集案内**

宮城県では，燃料価格の高騰による施設園芸農家の生産コスト増加を軽減し，経営の安定化を図るため，園芸生産施設の加温に燃料を利用する農業者に対して，施設の省エネ化に必要な資材や機器の購入及び機器のメンテナンスに必要な経費を補助します。

支援金の交付に係る申請手順については，施設園芸省エネ化推進事業費補助金交付要綱及び実施要領に定めるほか，この募集案内に記載のとおりとします。

なお，申請に当たって必要となる様式等は，下記のホームページに掲載予定です。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/syouene2.html

１　事業目的

　　本事業は，A重油，灯油，LPG等を燃料として施設を加温する施設園芸農家を支援するため，農家が導入する省エネ化に必要な資材や機器の購入及びメンテナンス経費を補助するものです。

２　支援対象者

　　施設園芸（野菜，果樹及び花きを栽培するものに限る）を営む県内の農業者で構成され，以下の要件を満たすもの。

　・事業に参加する施設園芸農家が3戸以上在籍する農業協同組合又は任意団体。

　　ただし，任意団体の場合は代表者，組織及び運営，資金管理について規約の定めがあること。

　・年間150日以上の農業従事者が3名以上で構成する農業法人（事業として農業を営む，農地所有適格法人の要件を満たす株式会社（旧有限会社を含む），合名会社，合資会社，合同会社及び農事組合法人）。

　・全ての事業参加者について，燃料価格の高騰に備えるため，設備や資材の導入，栽培管理方法の改善などに努めてきた実績が確認できること。

３　支援メニュー

　　下記に該当する経費のうち，令和４年７月１日から令和６年１月３１日までの期間に購入，施工及び支払いを完了したもの。

　（１）園芸施設の被覆資材（内張及び外張）の購入経費【補助率：1/2以内(※)，補助上限額：1,100千円/10a】

　　　　被覆資材の多層化や採光性，気密性向上により保温性の向上を図るための被覆資材の購入費（ただし，施工に要する費用やワイヤー等の付属品は対象としない）。

　（２）循環扇の購入経費【補助率：1/2以内(※)，補助上限額：60千円/台】

　　　　施設内の温度ムラの解消により燃料の使用量を低減するために，新たに循環扇を購入するための経費（ただし，施工に要する費用や，機器更新の場合は対象としない）。

　（３）多段式サーモスタットの購入経費【補助率：1/2以内(※)，補助上限額：36千円/台】

　　　　効率的な温度管理により燃料使用量を低減するために，新たに多段式サーモスタットを購入するための経費（ただし，施工に要する費用や，機器の更新は対象としない）。

　（４）暖房機のメンテナンスに係る経費【補助率：定額，補助上限額：100千円以内(※)/台】

　　　　暖房機の分解洗浄やパーツ交換により燃焼効率を改善するためのメンテナンス費用（ただし，交換部品代及び作業料金のみを対象とし，整備者の出張旅費，自前でメンテナンスを行う場合の部材費は対象としない）。

（５）上記（１）～（４）を行うための事務経費【補助率：（１）～（４）の事業費合計の３％以内(※)】

　　　　明確に上記事業に行うために使用した経費であることを区分できるもの

　　　※予算の上限を超える申請があった場合は，一律に補助率等を減じた形となります。

４　事業実施計画申請書の受付

令和５年２月２０日（月）から令和５年３月１３日（月）まで。

※締切日の午後５時以降に提出された申請書は無効とします。

５　申請方法

　　事業実施計画承認申請書（要領別記様式第１号）に，以下の書類を添えて，郵送または電子メールにて県宛て（「10　書類の提出先」参照）提出願います。

（１）事業計画総括表（要領別紙１）

（２）施設の図面又は写真（施設の構造及び概要がわかるもの）

（３）固定式加温装置の設置状況がわかる写真

（４）購入予定資材及びメンテナンスに係る見積書（２社以上，今後購入やメンテナンスを

実施する場合）又は納品書，請求書，領収書（既に購入等が完了している場合）

（５）実施設計書（要領別紙２）

（６）暴力団排除に関する誓約書（要領別記様式第２号）

（７）法人の登記事項証明書（法人のみ。申請日の３か月以内に発行された原本）

（８）組織の規約及び構成員の名簿（任意団体のみ）

　　なお，電子メールで申請書類を提出する場合，押印は不要ですが，郵送にて書類を提出する場合は，事業実施計画承認申請書及び暴力団排除に関する誓約書の申請者名の欄に押印が必要です。

６　審査結果の通知

全ての申請書を審査した上で，各申請者宛て結果を通知します。

なお，予算の上限を超える事業計画の承認申請があった場合は，申請のあった計画全てについて，一律に補助率を減じた形で事業計画を承認することがあります。

７　交付申請

事業計画が認定された申請者は，令和５年３月２２日（水）までに補助金交付申請書（要綱別記様式第１号）に以下の書類を添えて，事業実施計画書と同様の方法で県宛て（「10　書類の提出先」参照）提出願います。

（１）事業計画総括表（要綱別紙１）

（２）経費の配分及び負担区分（要綱別紙２）

（３）収支予算書（要綱別紙３）

（４）実施設計書（要綱別紙４）

（５）宮城県税の納税証明書（申請日の３か月以内に発行された原本）

８　事業実施スケジュール

⑤事業実施

（事業者）

【～R6.1.31】

※資材施工，メンテナンス，支払いまで完了

③交付申請

（事業者⇒県）

【～R5.3.22】

**※午後5時必着**

⑥実績報告

（事業者⇒県）

【～R6.2.28】

⑦補助金支払

（県⇒事業者）

【R6.3月】

②計画承認（県⇒事業者）者）

④交付決定

（県⇒事業者）

①事業実施計画

承認申請

（事業者⇒県）

【～R5.3.13】

※④交付決定の後から，概算払いが必要な理由に応じて，概算払いが可能です。

※なお，購入した被覆資材，循環扇等が令和６年１月３１日までに施工されなかった場合，事業の対象とはならない点に注意願います。

９　問い合わせ先

〒980-8570　仙台市青葉区本町３丁目８－１

宮城県農政部園芸推進課　流通ビジネス班

TEL:022-211-2337　FAX:022-211-2849　E-mail:engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

10　書類の提出先

　　各地域を所管する地方振興（地域）事務所　農業振興部（農業振興班又は地域調整班）

　　・大河原地方振興事務所　農業振興部（農業振興班）

　　　E-mail：oknsbns@pref.miyagi.lg.jp

　　・仙台地方振興事務所　農業振興部（農業振興班）

　　　E-mail：sdss-si@pref.miyagi.lg.jp

　　・北部地方振興事務所　農業振興部（農業振興班）

　　　E-mail：nh-nsbns@pref.miyagi.lg.jp

　　・北部地方振興事務所栗原地域事務所　農業振興部（地域調整班）

　　　E-mail：nh-khnr-tt@pref.miyagi.lg.jp

・東部地方振興事務所　農業振興部（農業振興班）

　　　E-mail：et-ss-ns@pref.miyagi.lg.jp

　　・東部地方振興事務所登米地域事務所　農業振興部（地域調整班）

　　　E-mail：et-tmnsbtt@pref.miyagi.lg.jp

　　・気仙沼地方振興事務所　農業振興部（農業振興班）

　　　E-mail：ksbns@pref.miyagi.lg.jp